

平成29年度大分県教育委員会の組織改正(主要事項)

《本庁》

①「学校安全・安心支援課」の新設

- ◆ 学校の安全・安心に係る業務を一元化し、福祉・警察等関係機関との連携強化を図ることにより、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策、いじめ・不登校対策、学校防災等の危機管理体制を充実・強化するため、「生徒指導推進室」と「体育保健課学校防災・安全班」を母体として「学校安全・安心支援課」を新設する。

現行		改正案	
新設		学校安全・安心支援課	安全・安心企画班 いじめ・不登校対策班 学校防災・安全班
		業務移管 →	
生徒指導推進室		廃止	
体育保健課	管理予算班 学校保健・食育班 学校防災・安全班 学校体育班 生涯スポーツ班 競技力向上対策班	体育保健課	管理予算班 学校保健・食育班 学校体育班 生涯スポーツ班 競技力向上対策班

《地方機関・教育機関》

②「社会教育総合センター」の廃止及び関係所属の改組

大分県議会平成28年第4回定例会において可決された「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」に基づき、次のとおり、社会教育総合センターを廃止し、県立図書館の担当を改組するとともに、青少年の家を独立設置する。

<社会教育総合センターの廃止>

- ◆ 市町村等における社会教育に係る学習機会の充実といった社会情勢の変化を踏まえ、「大分県行財政改革アクションプラン」に沿って「社会教育総合センター」を廃止する。

<県立図書館の担当の改組>

- ◆ 従来の図書館機能に加え、生涯学習支援等を通じた地域課題の解決や地域の発展を支える人材育成拠点としての性格を併せ持つ施設(「知の拠点」)として機能を強化するため、「社会教育総合センター」から地域人材の育成や学習相談等の業務を移管し、学校・地域支援課の「学校・地域支援担当」を「図書館・学校支援担当」と「地域学習支援担当」に改組する。

<青少年の家の独立設置>

- ◆ 社会教育総合センターの廃止に伴い、宿泊体験活動等を通して青少年の健全育成を図る青少年教育施設としての機能を強化するため、学校教育と連携したプログラム開発等による学校支援機能と不登校等の新たな教育課題に対応する調査研究機能の充実を図ることとして「香々地青少年の家」及び「九重青少年の家」を独立設置する。

現行		改正案	
社会教育総合センター 総務管理課 研修企画課 学習支援課		廃止	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">香々地青少年の家</div> <div style="margin: 0 10px;">}</div> <div>独立設置</div> </div>		香々地青少年の家 事業課	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">九重青少年の家</div> <div style="margin: 0 10px;">}</div> <div>独立設置</div> </div>		九重青少年の家 事業課	
業務移管			
大分県立図書館 総務企画課 サービス課 学校・地域支援課		大分県立図書館 総務企画課 サービス課 学校・地域支援課	
総務企画担当 資料管理担当		総務企画担当 資料管理担当	
児童サービス担当 調査相談・郷土情報担当		児童サービス担当 調査相談・郷土情報担当	
学校・地域支援担当		<div style="display: flex; align-items: center;"> → 学校・地域支援課 図書館・学校支援担当 地域学習支援担当 </div>	

③「埋蔵文化財センター」の改組

- ◆ 大分県議会平成28年第4回定例会において可決された「大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例」に基づき、「埋蔵文化財センター」を地方自治法第244条第1項(「公の施設」)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条(「教育機関」)に規定される施設として位置付ける。また、埋蔵文化財の調査・研究及び保存・活用を一層推進するため、中でも移転後の新施設において調査・研究の成果を広く県民に普及・啓発する観点から「企画普及課」を新設するなど、「班」体制から「課」体制へと改組する。

現行	改正案
埋蔵文化財センター 管理予算班 県事業班 受託事業班 資料管理班	埋蔵文化財センター 総務課 企画普及課 調査第一課 調査第二課

④「教育センター」の担当の改称

- ◆ エビデンスに基づく効果的な学校教育課題の解決策を調査研究し、各種施策の検証や新たな施策の企画・立案、市町村教育委員会・学校への指導・支援に資するため、総務企画部の「研修企画担当」を「企画・調査研究担当」に改称する。

現行		改正案	
教育センター		教育センター	
所長	総務企画部 総務担当 研修企画担当	所長	総務企画部 総務担当 企画・調査研究担当
	教科研修部 基本研修担当 専門研修担当 情報教育担当		教科研修部 基本研修担当 専門研修担当 情報教育担当
	特別支援教育部		特別支援教育部
	教育相談部		教育相談部